

標準仕様書

この請負事業に関する仕様書等は次のとおりである。

(1) 造林事業請負標準仕様書

(2) 造林事業請負実行管理基準（造林事業請負標準仕様書内の別添に記載）

(3) 関東森林管理局仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

特記仕様書

1 地拵特記仕様書

(1) 作業の仕様

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m以上 置幅 1.7m以内	71は1Ⅱ、71ち、78ほ 、78る1

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

(2) 作業方法

- ① 既設作業道において路肩付近への枝条整理は作業道の崩落の危険性が高まるため極力少なくすること。やむを得ない場合については監督職員との協議の上、杭を打ち棚積を行うものとする。
- ② 植付除地となる既設作業道においては、作業仕様の置幅を超えて整理しても差し支えないこととする。その際には、事前に監督職員より承諾を得ること。

2 植付特記仕様書

(1) 苗木の仕様

樹種	苗齡	区分	長さ	根元径	摘要
スギ	2年以上	コンテナ苗	45cm上	3.5mm上	19, 905本

(注1) 定められた配布区域内とするが、産地は指定しない。

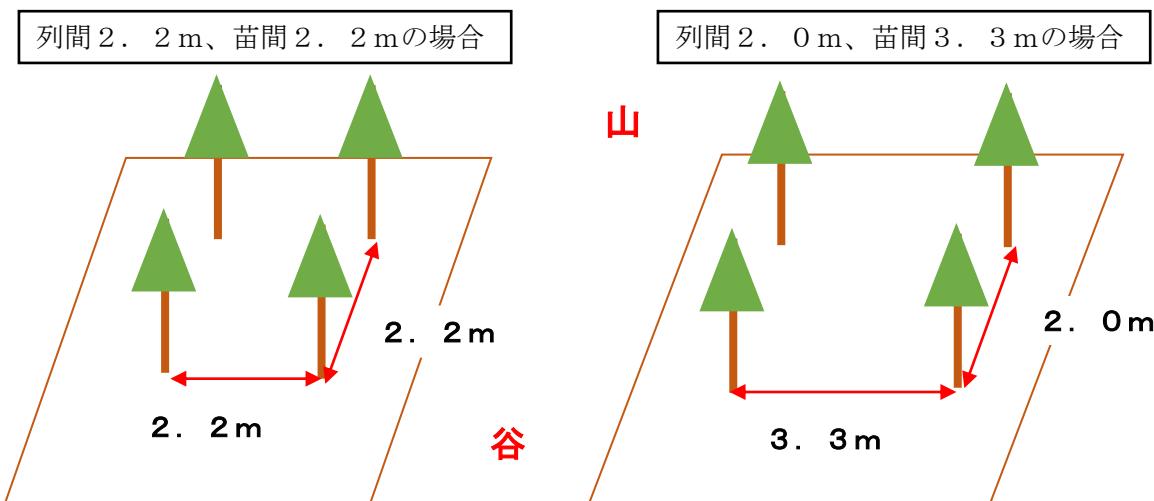
(注2) 仕様に基づき苗木の調達が困難な際は、監督職員と協議のうえ変更を行うこととする。

(2) ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数(本)	苗木の植付間隔(水平距離)		適用林小班等
		列間	苗間	
スギ	1,500	2.0m	3.3m	76え3
スギ	2,000	2.2m	2.2m	78ほ、78る1

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

(3) 植付イメージ



3-1 獣害対策特記仕様書

(幼齢木保護資材設置)

(1) 資材の仕様

別紙「単木保護資材表及び設置標準図」のとおり

(2) 資材設置方法

別紙「単木保護資材表及び設置標準図」のとおり

(3) 資材設置箇所・設置本数

「位置図、区域図及び事業内訳書」のとおり

(4) 設置後、余分な資材が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。

(5) 本仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

*本事業は、令和8年度事業用の資材価格を適用している。

5 その他の

(1) 現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議または指示に基づき作業を行うこと。

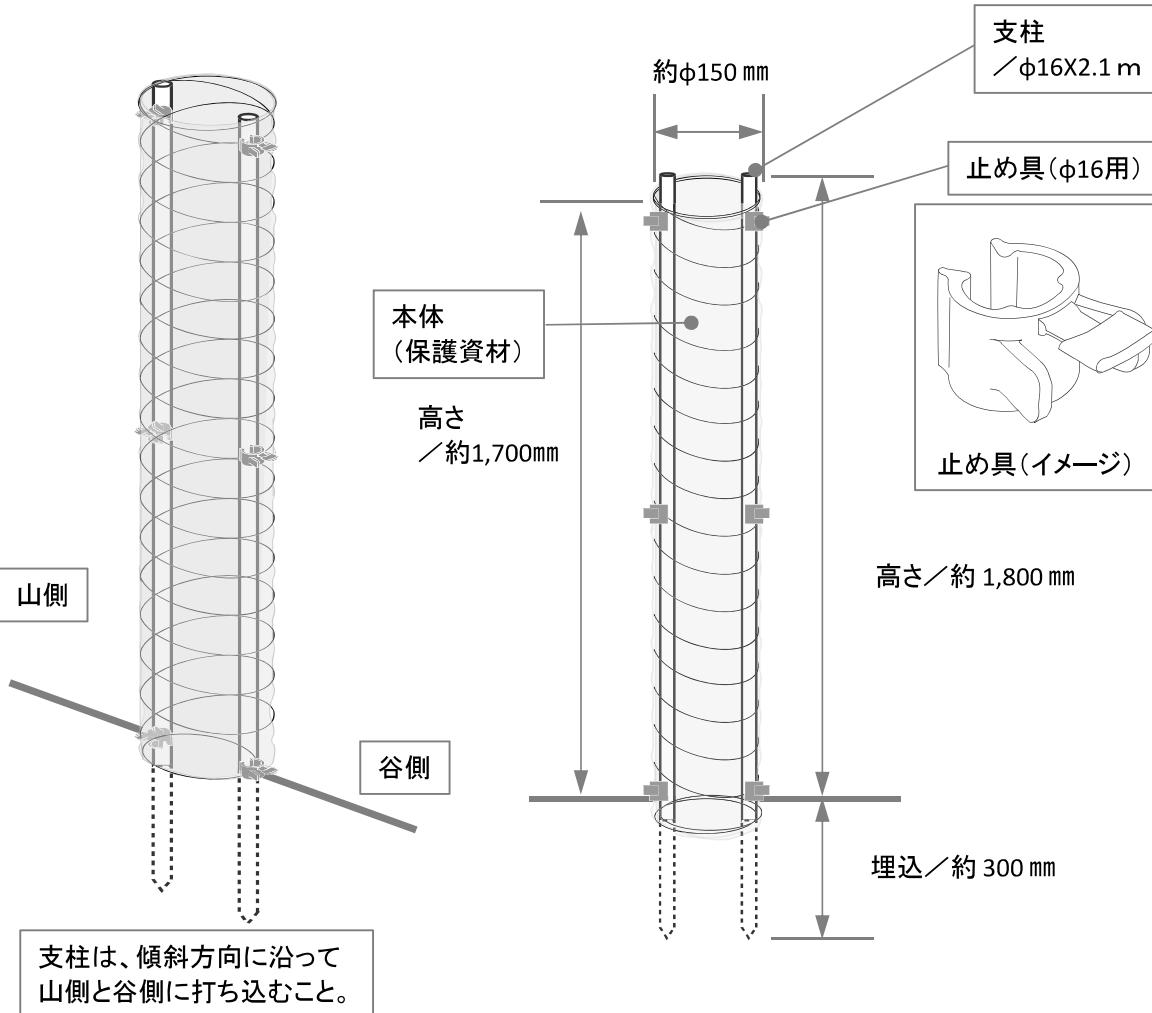
(2) 功程調査等実施する場合があるため、署の担当者の指示に基づいて協力すること。

(3) 別紙「国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて」のとおり工事看板に国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(4) CSF（豚熱）の感染防止拡大のため、群馬県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

(別紙)単木保護資材設置標準図

1. 作設標準図



2. 資材表【1セットあたり】

部材名	規格・材質	数量
本 体	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 <ul style="list-style-type: none"> ●筒部分：ポリエチレン樹脂 ●らせん芯材：ポリエステル樹脂 ・規格 <ul style="list-style-type: none"> ●口径：約 150 mm ●高さ(伸長時)：約 1,700 mm 芯材のピッチ：30 mm <p>※ポリエチレン樹脂の糸を平織加工したシートを、 ポリエステル樹脂の芯材と共に筒状に貼り付けたもの。 ※筒状素材が長さ方向に伸縮機能を持ち、 地面との隙間が空かないように設置できるもの。</p>	1本
支 柱	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：円形鋼管支柱 ・規格：φ 16mm × 2,100 mm 	2本
止め具	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：ガラス繊維入 ポリプロピレン樹脂 ・規格：φ 16mmの支柱に対応したもの <p>※開きが防止されているもの</p>	6ヶ

※もしくは、同等の品質・規格を満たすもの。

(別紙) 国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例

健全な森林づくりのため〇〇（間伐/地拵/植付/下刈/除伐/獣害対策）を行っています

国土強靭化対策事業

※〇〇には当該箇所の作業種を記載

2 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

森林内で作業される事業者のみなさまへお願ひします。

本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに感染した野生イノシシが確認されています！

CSFウイルスは、感染した野生イノシシの糞にも混ざっているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルスがいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗り込む前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- 靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。